

戦国期山名氏の発給文書について

渡 邊 大 門

美作大学・美作大学短期大学部紀要  
(通巻第53号抜刷)

論文

戦国期山名氏の発給文書について

A Study of documents issued by the Yamanas in the Sengoku Period

渡邊 大門

キーワード：戦国時代、山名氏、発給文書、直状、書状

はじめに

戦国大名の発給文書に関しては、豊富な研究蓄積が存在する。まず最初に、総論的な研究を取り上げつつ、併せて近年注目されている戦国大名の発給する書状の研究について触れることとしたい。

戦国大名の文書論を包括的に捉えた研究としては、柴辻俊六のものがあつる。<sup>①</sup>柴辻は一連の研究の中で、戦国大名文書の区分を提示している。しかし、柴辻は中世武家文書の流れの中で、戦国大名固有の変化や特徴を問題にすべきであるが、あくまで便宜的にならざるを得ない点を指摘している。つまり、文書の残存量もさることながら、戦国大名各々には独自の文書形式があり、それらを含めて総合的な分類を行うことは、極めて困難であることを示唆している。したがって、各戦国大名には固有の文書体系が存在し、それらを明らかにすることが権力構造を分析する有効な視角となる。

ここで問題となるのが、判物や印判状（加えて奉行人奉書）といった公文書ではなく、年紀すら付されていない書状を発給し、権利付与を行

う戦国大名である。一般的に、書状は私的な内容のものと解されているが、直状（あるいは印判状）ではなく書状形式によって所領の安堵等の権利付与を行っている事例も多々見られる。

佐藤進一の研究によると、直状は「仍状如件」の書止文言で終わり、差出者側の命令下達、権利付与・認定その他家務執行の機能を持つとする。<sup>②</sup>この種の直状は、「書下」つまり下達文書の意があつた。佐藤の見解に従えば、強い領主権力を持つ戦国大名は、書状でなく当然「直状」「書下」を用いることになる。

しかし、網野善彦が指摘するように、戦国時代に至ると、軍事的・政治的な重要な連絡や家訓などが書状形式で残されているのも事実である。それゆえに、大名が書状形式で権利付与を行う現象について、再度検討する必要がある。<sup>③</sup>

次に、書状によって権利付与を行う、戦国大名の研究史を見ておこう。六角氏当主の発給文書を検討した宮島敬一は、その特色について「（六角）高頼以降の六角氏当主発給文書に直状・書下がないということは、六角氏当主の持つ權威・権力とりわけ主従制支配が強く作用していない」と述べ、これによって「奉行人」と「使者」を中心とする官僚制によって、六角氏当主権が規制されていると指摘した。<sup>④</sup>

これに対して村井祐樹は、家臣による奉書が多い大名は、当主権が家臣団に規制されているという宮島の見解について、佐藤進一<sup>⑤</sup>の研究を当てはめたものであることを指摘した。<sup>⑥</sup>そのうえで、当該期の政治的・制度的実態を踏まえるとともに、奉行人や使者の実態を調べるべきとの見解を提示した。

また、同じ近江国では、浅井氏も書状形式により、権利付与を行っている。

水藤真・大音百合子は近江国浅井氏の文書を検出した結果、判物は見られず、すべて書状形式であると指摘している。<sup>⑦</sup>浅井氏の場合も、当主権力の弱さを示す一事例として捉えられている。つまり、近江六角氏・浅井氏の事例に関しては、書状によって権利付与を行うことから、

当主の持つ権威や権力が低かったという見解が提示されている。

それでは、書状形式で権利付与を行う中国（山陰・山陽地域）地方の大名では、どのような見解が示されているのであろうか。これについては、山室恭子の包括的な研究がある。<sup>⑤</sup> 山室は、尼子氏・浦上氏・宇喜多氏・山名氏各当主の発給文書に書状が多いとし、書状系の証文はその政権が未成熟で弱体であると指摘した。また、大内氏と益田氏の事例に基づき、益田氏が独立性を保持していたときは、大内氏も書状形式の文書を発給していたが、大内氏が益田氏を上下関係の秩序に組み込もうとしたとき、直状形式の文書を発給したとの見解を提示した。つまり、上下の支配・被支配の関係が強くなると、文書形式も変化（書状から直状へ）を見せることを示しているのである。

一方、毛利氏の発給文書について山室は、もともと書状形式が少なく直状形式が多いとする。特に、天正一六年（一五八八）以降は、書状形式が激減し、「也」「以上」の書止文言で終わるものが増えると指摘する。先ほどの書状形式で権利付与を行う大名に比べて、毛利氏の場合は政権が成熟していたことになる。

以上の諸先学の研究により、書状形式の文書を発給する戦国大名は、一般的にその当主の持つ権限の弱さが指摘されている。確かに、六角氏以下の諸大名は、いずれも近世に生き残れなかったものが多い。

しかし、文書論においては、単に発給文書の形式に止まらず、発給文書の効力についても議論されている。<sup>⑥</sup> 様式の変化によって、戦国大名の発給文書を論ずると、どうしても従来説（書状による権利付与≒権力が弱い）に固執することになる。しかし、発給文書の内容はもちろんのこと、その効力を分析すれば、違った見方が可能である。なお、文書論に関しては、本論中で随時述べることにしたい。

本稿は、山名氏の権力構造を把握するうえで、主として応仁の乱以降における山名氏歴代当主の発給文書を分析し、その内容や変化から山名氏当主の権力を明らかにしたい。戦国時代の初期については、通説の見解に従い、応仁の乱をその始まりとする。応仁の乱以降の但馬国守護は、

持豊の死後山名政豊に移る。そこで、本稿の時代的な範囲を鑑み、政豊以降の当主の発給文書を検討する。

ただし、山名氏の場合は守護職を兼帯した国が非常に多く、そのすべてを網羅することは困難である。したがって、史料が比較的豊富である但馬国・備後国を中心とし、伯耆国・因幡国に関しては必要な範囲で触れることにする。

冒頭でも述べたように、戦国期における領主権力の発給文書のスタイルはさまざまである。しかし、発給文書のスタイルを単に書状系であるか直状系であるかを基準にして、当該権力のあり方を述べるのでは不十分である。発給文書の内容を吟味し、関連史料を分析することによって、当該権力を検討しなければならない。

一般的に山名氏の場合、感状が最も多く、在地との関係や裁判等の文書が少ない。それゆえ、自らの戦国大名と比較して、分析視角に限界点があると言わざるを得ない。本稿では、そうした史料上の制約を踏まえたうえで、山名氏歴代当主の発給文書を分析する。

#### 一 山名政豊発給文書

まず、本節では、山名政豊の発給文書を取り上げる。山名政豊は文明四年（一四七二）、父持豊の跡を受けて但馬国守護に就任した。その一方で、侍所所司を務めるなど、幕政の一角をも担った人物である。

管見によれば、政豊の発給文書は、全部で六六通が確認された。その形式は、直状形式（書止文言が「仍状如件」）と書状形式（書止文言が「恐々謹言」）の二つが基本パターンである。数量的には、書状形式の方が三六通と、やや多いと言えるであろう。また、守護の意を奉じる形式である、奉行人奉書は極めて少ない（後述）。

まず、検討の材料として、「楞嚴寺文書」を取り上げることとする。楞嚴寺は現在の兵庫県美方郡浜坂町に所在する、臨濟宗天龍寺派の古刹である。山名氏歴代当主の崇敬も厚く、その発給文書を多数所蔵してい

る。次に、政豊の発給文書を三通掲出することとしたい。

〔史料1〕 山名政豊寺領安堵状

但馬国稜巖寺領同国二方〔庄・脱カ〕公文職事、早任已前御寄附之旨、  
領掌不可有相違之状如件、

文明十年四月十一日

住持〔山名政豊〕

右衛門督〔山名政豊〕 (花押)

〔史料2〕 山名政豊書状

当寺領寄進方事、人夫已下并課役等之儀、以先々筋目免除上者、  
雖有自然申掠之族、不〔可〕脱カ有承引者也、恐々謹言、

十一月五日

楞巖寺〔山名政豊〕

政豊〔山名政豊〕 (花押)

〔史料3〕 山名政豊諸公事安堵状

但馬国楞巖寺領因幡国服部〔庄・脱カ〕領家分段錢已下諸公事・臨時  
課役等事、任先例、領掌不可有相違之状如件、

文明十五年卯月廿三日

当住持〔山名政豊〕

〔山名政豊〕  
(花押)

いずれの史料も、但馬国楞巖寺に対する寺領等の安堵に係るものである。しかし、三点の文書はいずれも、その形式が異なっている。佐藤進一の研究〔註〕によれば、日下に花押のみを据える史料3の文書が最も厚札である。逆に、別行に官途名と花押を据える史料1は、史料2・3に比べて薄札である。また、宛名を見ると、史料2は寺に宛てており、他は住持宛てである。「楞巖寺文書」を一覧すれば、政豊以前の山名氏歴代当主の発給文書（寺領等安堵）は、史料3のパターンつまり日下に花押のみを据えるものがほとんどすべて確認できる。ちなみに、政豊が寺社に発給した文書（寺領等安堵、寄進状）も同様に、史料3のパターンが多いようである。〔註〕

それでは、史料の書状形式を採用する発給文書は、いかに解釈すべきであろうか。まず、史料2はあくまで伝達事項に止まっており、宛名も寺宛てとなっている。これは、史料1と史料3が寺領安堵であり、性格的に異なる点に求められるであろう。寺領安堵のような重要事項と伝達事項とは、当然に使い分けられていたのである。宛先も「住持」でなく「楞巖寺」になっていることも、相手によって使い分けていたと考えられる。要するに、①伝達事項については、寺宛ての書状形式、②寺領安堵は、住持宛ての直状形式で当主の文書が発給されていたのである。史料3が厚札の形式を採用するのは、この後に山名氏が播磨侵攻を企てているのと関連しており、山名氏権力が絶頂期にあったからであろう。ちなみに、政豊以前の山名氏歴代守護が楞巖寺に宛てた発給文書を一覧すると、「住持」宛の直状形式で、史料1または史料3のパターンがほとんどすべてである。

それでは、対国人クラスに対しては、どのような文書を発給していたのであろうか。ここでは、「山内首藤家文書」を中心にして述べることにしたい。まず、山内豊成に宛てられた知行宛行状を検討することとしよう。

〔史料1〕 山名政豊判物

播磨国佐用郡宇野庄内拾分式并賀古郡野口内切米捌石、當国所々  
知行分段錢等事、為給分所宛行之也、早任先例可致沙汰之状如件、

文明十六年十二月十一日

山内新左衛門尉殿〔山名政豊〕

〔山名政豊〕  
(花押)

〔史料2〕 山名政豊知行宛行状

備後国料所伊予地頭分事、為給分相計候、無相違可有知行者也、恐々  
謹言

長享二

十二月卅日

山内新左衛門尉殿〔山名政豊〕

政豊〔山名政豊〕 (花押)

〔史料3〕 山名政豊知行宛行状

播州多可郡内瑞光寺領、揖西郡内布施郷領家分、佐用郡内時安郷等事、為給分相計候、可有知行候也、恐々謹言

八月十一日

政豊(山名)  
(花押)

山内新左衛門尉殿(書)

山名氏は文明一五年(一五八三)末から赤松氏の領国である播磨国に侵攻し、次々と被官人らに知行宛行を行った。山内氏に関しては、他にも多くの知行宛行が見られる。山名氏は他国に侵攻すると、国人らに占領地において知行を宛行い、指示を得ていた。ここに掲出した史料は、その関連文書である。

まず、史料1の文書形式は、先の楞嚴寺の事例でも分析したとおり、目下に花押が据えられた厚札のものである。ところが、史料2においては付年号の書状形式、史料3は無年号の書状形式を採用している。史料2のような形式は、山名氏当主の発給文書によく見られるものである。史料3は無年号であるが、恐らく長享二年(一四八八)一二月以降のものであると推測される。それでは、三種の形式は、いかなる理由により使い分けられたのであろうか。

最初に、史料中の文言に注目しておく。史料1には、知行宛行の文言が「為給分所宛行」と明瞭に記されているのに対し、史料2および3に関しては「為給分相計」と弱い表現になっている。それにも増して、長享二年(一四八八)一二月、山名氏は播磨国で赤松氏に敗北し、領国但馬国に撤退した。以降、山名氏の給分地給与の発給文書は、そのほとんどが「為給分相計」という表現に変化を遂げる。

さらに、領国内では播磨国退却により、守護代層の被官人垣屋氏が政豊の子俊豊を擁立し、政豊を排除しようとしていた。赤松氏と同様、合戦に敗れて「器量なし」と判断された政豊は、被官人層から見放されたのである。

また一方で、山名氏は給地の不足に悩んでいた様子がかがえる。政豊は太田垣氏に宛てた書状の中で、山内氏の働きに対して「二所相計」

らいたいところであるが、「依無在所等」という理由によって「于今其儀候、非本意候」と記している。<sup>(18)</sup> 山名氏は給地を与えたくても与えられない状況にあり、仮に給地を与えようとしても、はっきりと文書に「為給分所宛行」と書けなかったのではないか。つまり、書状形式を採用した背景には、山名氏の播磨撤退による領国内の不安、給地の不足とが反映されているのである。つまりここでも、状況と内容に応じて、書式に変化が見られるのである。

毛利氏の感状を分析した秋山伸隆は、毛利の感状が書下形式から書状形式に変化した理由を次のように述べている。<sup>(19)</sup> つまり、(毛利)元就・隆元が再び書状形式の感状を採用したのは、感状＝恩賞宛行の約束↓明所不足↓家臣の不満という回路を断ち切るため、恩賞給付の確実性が高い書下形式の発給を制限したことに伴う代替措置であった、という指摘である。山名氏の場合も、赤松氏に対して優位な立場にあるときは恩賞給付を確保できたが、守勢に回るともはや困難だったのであろう。直状形式から書状形式へと変化を遂げた理由の一端は、ここに求められるであらう。

もう一つ、政豊が発給した感状のパターンを検討することとしたい。特に史料を掲出しないが、文明七年六月二〇日山名政豊感状は、田総豊里に対し、備後国の合戦での活躍を称えたものである。<sup>(20)</sup> この文書は、書止文言が「弥可被抽軍忠之状如件」で終わる直状の形式を採用しているが、付年号という変則的なスタイルである。

その後、政豊から田総氏に宛てた感状は、次の二通がある。

〔史料1〕 山名政豊感状

去月十四日於伯州法勝寺城責口合戦之時、被官人等被疵云々、尤神妙也、弥可被抽戦功之状如件

文明十二年十月五日

政豊(山名)  
(花押)

田総(野地)藤藏人殿(印)

〔史料2〕 山名政豊感状



去五日於備前国土師河原合戦之時、被官世良左京亮打太刀云々、尤以神妙也、弥可被抽戦功之状如件

文明十七年閏三月廿日

(山名親忠)  
(花押)

田総新次郎殿<sup>(寄書)</sup><sup>(22)</sup>

この二通の史料についても、史料1の文書が実名と花押が据えられているのに対し、史料2は花押のみである。つまり、政豊の発給文書に関しては、政豊が播磨国に侵攻前の文明一五年(一五八三)から文明一七年(一五八五)頃にかけて、厚札な形式の文書が見られる。このことは、先に検討した国人への知行宛行や寺社への安堵状と同じことが指摘できるであろう。

この感状のケースでは、山名氏が播磨国を攻略するに際し、被官人らの強力な援助を望んでいたからであろう。それゆえに、感状も含め発給文書が全体的に厚札な形式を採用することになる。ただし、赤松氏が反撃に転じ、山名氏が守勢に回ると、文書形式も薄札化・書状へと姿を変える。このことは、当主の置かれた状況が、文書の形式に反映されることを物語っている。

最後に、政豊期における山名氏の奉行人奉書を検討しておきたい。政豊在世期に発給された奉行人奉書は、ごくわずかな数に止まっている。史料を次に掲出する。

〔史料1〕山名氏奉行人連署奉書

楞嚴寺領因州服部〔庄〕<sup>(脱カ)</sup>領家并散在等事、早可被渡付寺家雜掌之由候也、仍執達如件、

文明十二

四月十四日

豊国(花押)  
豊氏(花押)

八木但馬守殿<sup>(23)</sup>

〔史料2〕山名氏奉行人連署奉書

撰津弥三郎方知行分、備後国重永事、任去八月廿七日御奉書之旨、

被渡付彼代由候也、仍執達如件、

文明十三

十月五日

豊国(花押)  
豊氏(花押)

太田垣美作入道殿<sup>(24)</sup>

奉書に連署した豊国・豊氏の姓は、残念ながら明らかではない。内容は、両通とも所領または寺領を渡し付けるよう、守護代層の被官人八木氏・太田垣氏に依頼したものである。

一般的に奉行人奉書は、どのように評価されているのであろうか。矢田俊文は、戦国期の守護・守護代家の奉書の署判者について、次のように述べている。<sup>(25)</sup>

①戦国期の守護・守護代家の奉書の署判者は、湊町を支配し、城下町を経営し、連歌会を主催し、自ら支配領域の住人の要求に応えて判物を発給する領主である。

②戦国期の守護・守護代家の奉書は、守護・守護代家当主の意志が貫かれておりというより、署判者の意志が相当反映されている。

ほぼ同時代に活躍した、同じ四職家の赤松政則の場合は、当主発給文書の数量が少ないことに加え、書状形式のものがほとんどである。ただし、赤松氏の場合は、奉行人奉書の数が圧倒的に多く、その点が山名氏との決定的な相違である。<sup>(26)</sup> その場合、政則が幼少時から有力被官人らによって擁立されたことも考慮すべきであろう。

文書発給の点で言えば、赤松氏が奉行人等膝下の官僚に依存しているのに対し、山名氏の場合は当主に権限が集中する傾向が見られる。別稿でも触れたとおり、書状と副状の形式は当主に権限を集中させるのに、最も適した文書形式であったと言えるであろう。<sup>(27)</sup>

奉行人奉書の性格については、奉行人が文書発給権を獲得することにより、その地位の向上と権限の増大傾向が見られるという指摘がある。恐らく山名氏はそうした傾向を警戒し、奉行人制を採用しなかったのかもしれない。<sup>(28)</sup>

もちろん、史料の残存度も考慮しなければならないが、拙稿での守護代発給文書の分析を踏まえると、政豊期では守護とその権限移譲を受けた守護代層に権限が集中する傾向が見られるのである。<sup>(29)</sup>

政豊の発給文書を分析した結果、その文書形式はさまざまであったが、状況によって変化を遂げていることを指摘できる。したがって、当主の置かれた立場―特に政治的・経済的な―によって、文書形式が異なることを指摘しておきたい。

## 二 山名俊豊発給文書

政豊は播磨侵攻に失敗し、一時期但馬等領国を混乱に陥れた。政豊とほぼ同時期に守護として振舞ったのが、子息俊豊である。先に触れたとおり、俊豊は政豊の失政を受けて、国人衆に擁立された人物である。したがって、政豊のようにスムーズに政権の委譲を受けていない点に相違が見られる。

俊豊の発給文書は、全部で六六通が知られ、直状形式のものは僅か七通にしか過ぎない。したがって、俊豊の発給文書の大半は、書状形式と言える。また、発給文書は但馬国よりも備後国に多く残っている。それでは、俊豊の発給文書には、いかなる特色があるのか、検討を進めることにしよう。

### 〔史料1〕 山名俊豊段銭・諸公事免除状

但馬国竹野郷之内興長寺領所々事、任代々證判之旨、為段銭・諸公事等免除之地、弥可被全寺務之状如件、

明応三年十一月十日

当寺住持<sup>(30)</sup>

山名俊豊  
彈正少弼(花押)

### 〔史料2〕 山名俊豊書状

当寺領統目判形之事承候、相調進之候、猶以□□子細等申輩候者、可有注進候、堅可加成敗候、恐々謹言、

明応三年  
十一月十日

興長寺<sup>(31)</sup>

山名  
俊豊(花押)

史料1は、俊豊が興長寺領竹野郷の諸公事免除を認め、同寺住持に伝えたものである。史料2は、不逞な輩がいるならば注進せよ、堅く成敗を加えると記している。史料中に「当寺領統(継)目判形之事承候、相調進之候」とあり、俊豊は興長寺に継目の判形を発給しており、それが前者の史料であると考えられる。

恐らく、史料2は史料1と同時期、つまり明応三年(一四九四)に発給されたと考えられる。ここでは、史料1の住持宛史料が最も厚札な官途名で直状形式であるのに対し、後者の寺宛史料は実名書の書状形式である。後者は事務連絡的な要素が強い。やはりここでも政豊同様、住持宛と寺宛とで様式が使い分けられているのである。<sup>(32)</sup>

俊豊の発給文書のうち、「山内首藤家文書」に目を転じ、知行関係の史料を見ることがしたい。改めて「山内首藤家文書」を一覧すれば、概ね時系列に次のような変化を見せることになる。

### 〔史料1〕 山名俊豊判物

山門備後国四ヶ村栖真院請地代官職事、任従本所代々補任、  
遠碧院殿御書之旨、彼代官職事、領掌不可有相違之状如件、

延徳四年九月三日

山内大和守殿<sup>(33)</sup>

山名俊豊  
花押

### 〔史料2〕 山名俊豊書状

泉田河面八名事、如左京亮時申付候、公用等嚴重可有執沙汰候也、  
謹言、

延徳四

九月五日

山内大和守殿<sup>(34)</sup>

山名  
俊豊(花押)

### 〔史料3〕 山名俊豊知行宛行状

備州田総地頭分、小章、鶴福和智郷、有福等事、為給分可有知行候也、  
恐々謹言、

八月廿日

山内大和守殿<sup>(奉成)</sup>

俊豊<sup>(山名)</sup>  
(花押)

一覧すればわかるとおり、史料1は最も厚札な書式を採用するが、史料2では付年号(異筆ではない)の書状形式、史料3では無年号の書状形式と変化を遂げている。俊豊の発給文書は、史料2の形式のものが一七通あり、やや変則的なスタイルであるといえる。

史料1では、「遠碧院殿御書之旨」とあるように、政豊ではなく持豊の発給文書その根拠としている。これは、政豊に代わって、自身が守護になったことを強く意識したものと考えられよう。さらに「任従本所代々補任」と記されていることから、山内氏への「四ヶ村栖真院請地代官職」は強力な根拠があったのである。

俊豊の発給文書は、時間とともに書状形式へと変化を遂げているが、戦乱期にあつて知行宛行が困難となつており、どうしても書状形式へと移行せざるを得なかつたのであろう。政豊期にも見られた書状形式+付年号のスタイルは、年紀を付すことにより直状に近い性格を持たせようとしていたのではないか。やがて、年を追うごとに書状形式の発給文書が増加し、直状形式が減少傾向を示す。つまり、俊豊の文書発給のスタイルとして、書状形式が定着したと見ることができよう。

ところで、俊豊の自筆発給文書の影響力を示す文書がある。(明応元年)一二月五日某豊隆書状(豊隆は山名氏の奉行人)によると、豊隆は山内豊成に「殿様(俊豊)御大事」のときであるので、どうか忠節を尽くしていただきたい、と伝えている。<sup>(36)</sup>「御大事」の内容は判然としないが、政豊との交戦が依然として続いており、そのことが理由と考えられる。この書状には「就但州之儀、御要脚無調法候条」とあり、俊豊が要脚を準備できなかったため、豊成にその借用を申し込んでいたのである。その際、「委細以 御自筆之御書、被仰下候」とあり、重要な場面では、自筆の御書が有効であつたことがわかる。

柴辻俊六によると、武田信玄の自筆文書を検討したうえで、自筆文書に特別な効力は認められないと結論付けた。<sup>(37)</sup>柴辻は、戦国大名の発給文書がその権威を背景に発給されている以上、右筆書であつても自筆であつても効力が変わらないと理由付けを行っている。

一方で、相田二郎は、自筆文書の効用について「私的の文書以外の場合に於ては、極めて特異な儀礼」と指摘を行い、「自筆で書くことが、反つて特別な鄭重さを表し、自筆文書に「特別な意味をそこに認める」ようになったと述べた。<sup>(38)</sup>この山名氏の場合は、恐らく自筆で書くという行為により、自らの強い意志を表明したとも解され、そこに大きな意義が認められるのである。

俊豊の発給文書の特徴を示すうえで、もう一つ注目すべき点がある。備後国和智郷・有福の件について、山内豊成から俊豊に書状が送られ、その返事として俊豊から豊成に宛てられた書状がある。<sup>(39)</sup>その書状の前半部分には、「承候分、何も判形等事、相調下候、於国急度頭形候様二、可被申合事肝要候」とある。後半部分を見ると、和智郷・有福両所を豊成に宛行うことを記しており、困難な場合は替地を与えるとも記している。改めて先の書状の前半部分を見ると、判形を下すとある。

判形とは書き判のことで、白紙に花押のみを据えたものである。江戸時代の判紙に相当すると考えてよいであろう。山内氏はこの判形を使用して、和智郷・有福両所を獲得できるように調法したのであろう。したがつて、備後国のケースに限られるが、俊豊は山内氏に対して判形を与えていたことが判明する。山内氏が備後国の成敗を任されていたことは、別の史料にもあらわれる。<sup>(40)</sup>このように、一国の成敗を委任したものに對しては、判形の使用を許可していたのである。たとえ山内氏が備後国の成敗を任されているとはいへ、何らかの処置を施す際には守護の発給文書が必要だったのである。

これらの事例に加えて、俊豊発給文書に副状のあるものを検討しておきたい。<sup>(41)</sup>年末詳一二月二七日山名俊豊内書および年末詳一二月二七日山名氏奉行人連署副状によると、山内氏が山名氏奉行人に注進を行い、



奉行人がそれを当主俊豊に披露し、その回答として当主の内書と奉行人の副状が発給されるというシステムを確認できる。

その内書の中では、俊豊は山内氏の知行分の宛行を約束するとともに、「判形」を成すことを約束している。また、三澤氏に対しても、備後における忠節に対して俊豊の「御書」を、案文のごとく調べたとある。このように、山名氏当主の発給文書は、領国内において大きな効果を持つていたことが判明するのである。<sup>(42)</sup>

以上のように俊豊の発給文書を検討すると、形式では書状形式が主流を占めており、やがて定着するようになる。また、俊豊自身の自筆文書は、重要な場面で大きな効果を持ったと考えられる。さらに、在地においては山名氏当主の発給文書に効果があると推測され、判形のある文書をあらかじめ山内氏に渡していたこともわかった。国人衆は、山名氏当主の文書を欲しており、その効果は大きなものがあつたと推測されるのである。つまり、註(27) 拙稿でも指摘をしたが、山名氏の場合は当主の御判が重要であつた点を改めて確認できるのである。

### 三 山名致豊発給文書

俊豊の次に但馬国守護になつたのは、致豊である。致豊の発給文書はかなり少ない。致豊の発給文書は二二通が知られ、そのうち書状形式を採るのが一八通である。したがって、致豊の代では俊豊同様、発給文書の形式が書状形式にシフトしたことが知られる。次に、致豊の発給文書を掲出し、検討を加えることとしたい。

〔史料1〕 山名致豊寺領安堵状

但馬国竹野郷内興長寺領事、代々判形之旨、不可有相違領掌之状如件、

文龜二年十二月十三日

当寺住持<sup>(43)</sup>

(山名致豊)  
(花押)

〔史料2〕 山名致豊書状

今度寺領因州服部事、余人雖申付候、如元返付候、早任先例、不可有知行相違候、恐々謹言

〔文龜三年癸亥〕

十一月十九日

楞嚴寺<sup>(44)</sup>

致豊<sup>(山名)</sup>  
(花押)

まずこの史料1では、厚札な書式を採用している。住持宛ということから、厚札な書式を採用している。しかし、この一点を最後に、同様の書式での文書は発給されない。史料2では書状形式を採用しており、宛先も住持ではなく楞嚴寺となっている。この点は、山名氏歴代当主の発給文書と同じく、寺社宛には書状形式を採用している。

以降、致豊は楞嚴寺に三通、興長寺に一通の書状を発給しているが、いずれも寺宛となっている。したがって、致豊の代においては、書状形式が定着し、住持宛での文書が消滅したと言えるであろう。その辺りの理由は、判然としない。

しかし、書状形式による発給が主流となることによつて、当主の権力が衰退したわけではない。致豊の発給文書に関しては、裏書が存在が確認できる。次にその史料を掲出することとしたい。

〔史料〕 大岡寺寺領散在田畠注進状

(本文省略・寄進地名と寄進者名が記載)

〔任寄進之旨、不可有知行相違之由候也、

永正五年十一月十三日 (花押)<sup>(45)</sup>

この場合の裏証判は、寄進の内容を保証したものである。つまり、永正年間の致豊の頃には、こうした寄進状の裏証判を守護が行っていたと考えてよい。守護が寄進状に裏証判をすることにより、その内容が保証されたのである。裏証判の事例は、敦賀郡司朝倉教景が西福寺の買得地を安堵したものが見受けられる。<sup>(46)</sup> この裏証判は、当然ながら大岡寺が求めたものであり、山名氏を権利の保障者とみなしていたのである。

次に、被官人クラスへの発給文書を検討することにした。それらの史料としては、次のような事例がある。

〔史料1〕山名致豊知行宛行状

但州美含郡内丹生村事、為給分相計候、知行不可有相違候也、恐々

謹言

永正十三

五月三日

安田源次郎殿<sup>〔47〕</sup>

〔史料2〕山名致豊書状

当国伯州所々知行分之事、如先々不可有相違候也、恐々謹言、

八月九日

塩治周防守殿<sup>〔48〕</sup>

致豊<sup>〔山名〕</sup>  
(花押)

これら史料にみられるとおり、史料1は付年号の書状形式、史料2は無年号の書状形式となっている。史料1は、やはり知行宛行が困難であるため、直状形式と書状形式の中間的な形式を採用したのであろう。史料2は、先例を踏まえたものであるため、敢えて年号を付さなかったのかもしれない。致豊の発給文書は、圧倒的に書状形式が多くなっており、総体的に発給文書の形式が直状から書状へと変わっている。したがって、致豊の発給文書は、書状形式によって権利付与を行うことがスタンダードになる。

最後に、既に岡村吉彦によって指摘されていることであるが、但馬守護致豊と因幡守護豊重との関係を示すうえで、重要な史料を挙げておきたい。<sup>〔49〕</sup>

〔史料1〕山名致豊内書

備後国守護代職事、<sup>〔太田〕</sup>亀房丸申付候、此旨可令存知候、猶委細礼部可

被申候、恐々謹言、

十月十八日

杉原高須右馬助殿<sup>〔50〕</sup>

致豊<sup>〔山名〕</sup>  
判

〔史料2〕山名豊重副状

備後国守護代職事、<sup>〔太田〕</sup>亀房被仰下候、珍重候、如先規可被底下知候、

猶山内可申候、恐々謹言、

十一月廿一日

杉原高須右馬助殿<sup>〔51〕</sup>

豊重<sup>〔山名〕</sup>  
判

史料1は、書状と名付けられているが、後に副状があることから、内書と称すべきものである。同様に、史料2も副状と称すべきものである。史料1・2とも、備後国守護代が太田垣亀房丸に命じられたことを、杉原氏に伝えたものである。いずれの史料とも年末詳であるが、岡村は豊重が「治部少輔」を名乗るのが延徳三年（一四九二）以降であること、致豊が誠豊に家督を譲るのが永正一二年（一五一五）であることから、概ねその間に出されたものと推測している。

しかし、私見によれば、致豊の初見史料が明応一〇年（一五〇二）であること、実際に致豊から誠豊に家督が譲られたのが永正九年（一五二二）であることを鑑みて、その範囲に狭めることが可能であると思われる。

〔両史料のうち、前者の史料の「礼部」という表記が注目される。「礼部」とは、唐名で「治部少輔」のことを指し、この場合は豊重を示す。つまり、この場合の文書の伝達経路は、致豊↓豊重↓山内↓高須杉原となる。ここで重要なのは、因幡守護豊重が但馬守護致豊の内書を取り次いでいることである。要するに、但馬守護が因幡守護の上位に位置するという現象である。両者の具体的な関係は、岡村の指摘通り今後の課題であるが、この鍵を解くヒントがある。

永正三年二月二三日室町幕府奉行人奉書では、山名致豊と豊重に宛てて、石清水八幡宮領伯耆国山田別宮が国の混乱のため有名無実となっていることを伝えている。そして、隣国であるがゆえ、在所の沙汰を代官に全うさせよと命じている。<sup>〔52〕</sup>

この頃、伯耆の政治的情勢は、史料的な制約もあって十分に分かっていない。しかしながら、既に一国の正体なく、隣国の守護である致豊と

豊重の援助が不可欠ことは明白である。恐らく、この前後から但馬守護・因幡守護との共同支配が確立し、備後の場合も同様であったのであろう。以上の但馬守護・因幡守護との共同支配に関しては、次のような史料がある。

〔史料〕 山名致豊内書

伯州出張之事、雖度々申下候、就行事山之儀延引由候条、不及是非候処、彼要害落居之由候間、然上者急度山内次郎四郎相談、至

伯州令出張、可被抽忠節之事肝要候、恐々謹言、

十二月廿一日

田総(山名)藤藏人殿(53)

致豊(山名)(花押)

この内書は、伯耆国出張に感じない田総氏に対し、再度要請を依頼したものである。この史料を読む限り、田総氏は行事山で交戦中であつたことがうかがえる。年未詳の史料であるが、やはり永正年間初期のものである。

実は、この史料にも田総氏に宛てた、豊重の副状がある。内容としては、致豊から重ねて要請があつたので、山内氏と相談し、伯耆国に向かつて欲しいと伝えている。<sup>(54)</sup>この史料中には、「従次郎(致豊)殿重而被仰下候」とあり、その表現から但馬守護の方が因幡守護より上位にあることがわかる。

以上、致豊期になると、発給文書の形式が大きく書状形式へとシフトし、権利付与等も行われることになる。しかし、その理由は、致豊自身の発給文書の少なさも相俟つて、判然としない点が多い。また、但馬守護が因幡守護と共同して、備後国・伯耆国支配にあつていたことが判明した。このケースでは、但馬守護が内書を発給し、因幡守護が副状を発給することが確認できた。しかも文書上での表現においても、但馬守護が上位に位置することがわかる。しかし、豊重が純粹に致豊の被官人になつたとは考えがたく、一種の軍事的従属下に収まつたと見たほうが妥当であろう。

#### 四 山名誠豊発給文書

致豊の後に後を継いだのは、誠豊である。誠豊の発給文書は二八通が知られ、そのうち四通が直状形式を採用している。四通すべてが寺社宛である。しかも、その四通の発給された時期は、大永元年(一五二一)・大永二年(一五二二)に集中しており、誠豊が播磨侵攻を開始した頃と重なっている。なお、誠豊の発給文書の一部については、註(27)拙稿で論及しているので、併せて参照されたい。

誠豊の発給文書は、歴代山名氏当主同様に厚札な書式と書状形式とが混在している。いくつか事例を掲出しておこう。

〔史料〕 山名誠豊寺領安堵状

但馬国久斗庄下司職内田地式町并田戸谷山林 押替置置在考事、任当知行之旨、領掌不可有相違之状如件、

大永元年拾月十六日

(山名誠豊)  
(花押)

楞嚴寺住持(55)

この史料は、先に見た厚札な書式のもので、大永元年(一五二一)・大永二年(一五二二)の寺社宛に見られる。しかし、誠豊が大永年間に播磨国に侵攻し、結局失敗に終わったのは既に述べたとおりである。この頃から、文書形式に変化が見られ、書状形式を採用するようになる。

〔史料〕 山名誠豊諸公事免状

当寺諸公事課役免除之事、代々判形紛失之由候間、以先々之筋目、令免除候、委細伊秩美作守可申候也、恐々謹言、

十二月十四日

誠豊(山名)(花押)

内山寺(56)

この史料は、内山寺の諸公事課役免除について、「代々判形」を紛失したが、「先々之筋目」でもって免除を認めたものである。宛先は寺宛であることにより、書状形式を採用している。

史料中の伊秩氏は、註(27)拙稿で触れたとおり、副状発給者の一人である(ただし、この場合は副状が残っていない)。詳しくは註(27)

拙稿で触れたとおり、誠豊期に至って、文書に「尚某可申候」と記され、使者らしき人物の名前が見えるようになる。具体的に名前を挙げると、伊秩氏の他に田公氏、太田垣氏、足立氏、垣屋氏、某新九郎等の名前が見える。この史料の年次は不明であるが、副状発給の萌芽的なものであり、注目される。

それでは、伊秩氏はいかなる役割を果たしていたのであろうか。伊秩氏の立場を考える上で、次の史料が参考となる。

〔史料1〕 山名誠豊書状

当寺就造立之儀、材木口之事、令免除候、近辺給人ニ申聞候之間、聊不可有相違候也、恐々謹言、

九月十三日

楞嚴寺<sup>(57)</sup>

〔史料2〕 山名誠豊書状

当寺就造営諸材木口之事、末代令免除候、国中給人其外至分国其趣申付候、若於有違乱之輩者、急度可有註進之旨、堅可申付者也、尚伊秩掃部助可申候、恐々謹言、

九月十三日

楞嚴寺<sup>(58)</sup>

史料1・2とも同月日である。史料1は、楞嚴寺造立のための材木口を免除し、近辺の給人に申し伝えたことを記している。史料2は、楞嚴寺造立のための材木口を「末代」まで免除し、「国中」の給人と「分国」に申し伝えたことを記している。いずれも無年号であるが、内容からして、同じ年に発給されたものであろう。

両史料とも同日付で発給されているが、内容は後者の方が詳しく、さらに楞嚴寺に有利な内容となっている。例えば、「令免除候」が「末代令免除候」に、また「近辺給人ニ申聞候」が「国中給人其外至分国其趣申付候」と文言に変化が見られる。これは恐らく、史料を受け取った楞嚴寺が、取次である伊秩氏を通じてさらに内容の充実を求めたと推測され

る。伊秩氏は誠豊と相談の上、史料2を改めて発給したのであろう。つまり、誠豊の代に至って、取次を通した文書のやり取りが見られるようになる。

ところで、備後国のケースになると、様相は若干異なってくる。次に、史料を掲出することとしたい。

〔史料〕 山名誠豊書状

其国之儀、大略如本意申付候由、注進到来大慶候、弥太田垣新九郎相談、忠節簡要候、猶太田垣可申候、恐々謹言、

十二月三日

杉原右馬助殿<sup>(59)</sup>

誠豊<sup>(山名)</sup>判

この史料の背景は不明であるが、杉原氏へ備後国守護代太田垣氏に相談するように伝えており、詳細は太田垣氏が申す、と記している。つまり、誠豊期においては、「尚某可申候」の某が伊秩氏のように使者の場合と守護代の場合が考えられる。このような取次（副状発給者）の機能については註(27) 拙稿で述べたところであるが、誠豊在世期の末期にこのような事例が見られることを指摘しておきたい。

誠豊の発給文書は、書状形式がほとんどを占めているが、「尚某可申候」という文言が末尾に添えられることが多くなる。当主の発給文書が重要であることに変わりないが、以後取次の役割も無視し得なくなる。以降、山名氏においては、当主の直状、書状というよりも、内書と副状の組み合わせによる文書の発給がスタンダードになるのである。

おわりに

以上、長々と述べてきたが、最初に触れたとおり史料上の制約が多く、一定の法則性などが見られなかった側面も多々ある。最後に、繰り返しになるかもしれないが、今まで述べてきたことをまとめておきたい。

政豊以降における山名氏当主の発給文書を見てきたが、年を追うごとに書状形式が増えていることに気付くであろう。書状形式に至る理由に



ついで、度重なる戦乱による知行宛行の困難に伴う、恩賞付与の確実性が保証できなかった点にあると考えられる。註(29) 拙稿でも触れたとおり、山名氏は侵攻地において、国人衆に給地を与えることによって、求心性を保持した。したがって、給地が不足し、確実に給与できないがゆえに、書状形式へと移行したのであろう。

ただ随所で述べたとおり、山名氏当主の発給文書は、書状形式であっても大きな効力を持っていたことは事実である。相田は、武家特有の儀礼として、自筆で書くべき書状を右筆に書かせ、花押のみを据えることを指摘し、書札様文書にそのまま公の機能を持たせたと述べた。<sup>(60)</sup> 山名氏当主の発給文書は、直状から付年号書状さらに書状へと変化を遂げる。つまり、山名氏の場合は書状形式であっても、公的な機能(特に権利付与)を持つことが広く認知されていたことが言えるのではないだろうか。付年号書状は、その過渡期における形態と捉えることができよう。

時代的に見ると、政豊期の発給文書の形式は、直状形式と書状形式の割合がほぼ同じであるが、致豊・誠豊期に至っては書状形式が大半を占めるようになった。その理由は判然としないが、山名氏歴代当主のほとんどが奉行人制を採用しなかったこと関係あるように思われる。

奉行人制を採用することは、実務官僚である奉行人に大きな権限を与えることにはかならない。それゆえに、正式な形で直状を発給するよりも、自らの裁量で発給できる書状の方が自らの意思を反映させやすかったのではないだろうか。当主の発給文書が当事者から強く求められたことは、本論で指摘したところである。特に、自筆文書が当事者から重要視されたことは、山名俊豊の事例で見たとおりである。やがて、当主発給文書(内書)には、副状がセットになり、二つが揃って初めて効力を持つようになる。これは、副状発給者の専横を防ぐとともに、当主の意思を反映させやすい文書形式であった(註(27) 拙稿)。

赤松氏のケースでは、当主の発給文書が極端に少なく、当主の意を奉じる奉行人奉書が圧倒的に多い。<sup>(61)</sup> 赤松氏権力は、守護代・被官人層から大きな制約を受けており、守護就任の際にも彼らから幕府へ申請が

行われていた。守護代・被官人層は、文書発給権を掌中に収めることによつて、守護権を掌握しようとしたのである。やがて、赤松氏の守護代層は自ら判物を発給し、各地に地域権力を形成するようになる。それと同時に赤松氏当主は、一地域権力としてみなされるようになる。この点において、当主発給文書が大きな意味を持つ山名氏とは、大きく異なっている。

それでは、戦国期における山名氏の権力は、いかに規定することができるのだろうか。本論で触れたとおり、当主と守護代層以下との関係は、相互補完の関係であった。山名氏は彼等に給分地を設定することにより、支持を得ることが可能であったが、そうでなければたちまちその関係は崩れた。

このように不安定な関係を考慮すれば、山名氏は到底従来説というところの戦国大名と捉えられないであろう。しかしながら、但馬・因幡そして備後を領したことは、否定できない事実である。したがって、山名氏は守護権を梃子に、守護代層以下の諸階層を統制した権力と言えよう。ただし、その権力形態は相互補完といいつつも、当主に権限が集中する仕組みになっていた。大永年間に誠豊が播磨侵攻に失敗して以降、山名氏は播磨等への大掛かりな侵攻を行っていない。安定した状況下においては、守護代層以下からの反発もなく、比較的安定した政権運営を実現し得たのである。註(29) 拙稿で指摘したように、山名氏は但馬国内に垣屋氏・太田垣氏という強大な守護代を配下に置いたが、ついに彼らは山名氏を越えることはなかった。それは、当主発給文書の優位性に、その理由の一端を求められるであろう。

なお、山名氏領国には莊園関係の史料が極端に少なく、訴訟関係の史料も同様である。今後、室町幕府との関係なども含め、より広い視点から引き続き山名氏権力の分析を行ってみたい。

註

(1) 柴辻俊六「戦国大名文書の諸様式」(『日本古文书学講座 中世編1』雄山閣、一九八〇)。同『戦国大名文書の読み方調べ方』



(雄山閣出版、一九八四) もほぼ同趣旨である。

なお、著書に限って言えば、武田氏、上杉氏の発給文書の分析に力点を置いた、片桐昭彦『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力』(高志書院、二〇〇五) や戦国期の書状を取り上げた山田邦明『戦国のコミュニケーション』(吉川弘文館、二〇〇二) が注目されるべき研究である。

- (2) 佐藤『新版』古文書学入門(東京大学出版会、一九九七)
- (3) 日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館、一九八三)の「第八 書状」。
- (4) 宮島「戦国期における六角氏権力の性格」(『史潮』新五号、一九七九)。同論文は、後に勝侯鎮夫編『戦国大名論集4 中部大名の研究』(吉川弘文館、一九八三)に収録。なお、宮島『戦国社会の形成と展開』(吉川弘文館、一九九六)も参照。
- (5) 佐藤「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九八〇)。同論文の初出は、佐藤進一他編『日本中世の法と国家』(東京大学出版会、一九六〇)。
- (6) 村井「戦国期六角氏の奉書署判者について―大名発給文書理解の前提―」(『日本史研究』四四九号、二〇〇〇)
- (7) 大音百合子「近江国浅井氏発給文書に関する一考察」(『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五)。水藤真「近江浅井氏の発給文書」(『戦国史研究』五、一九八三)は、浅井氏当主発給文書に書状が多いことから(協付や内容も)、浅井氏が戦国大名でなく一人人であり、その権力基盤が国人連合にあったと指摘する。この場合、直状を発給するか書状を発給するかによって、その存在形態が規定されている。
- (8) 山室恭子「中世の中に生まれた近世」(吉川弘文館、一九九二)。山室は戦国大名の発給文書の統計的処理から、さまざまな傾向を見出しており、大変興味深い分析結果を導き出している。
- (9) 矢田俊文「日本中世戦国期権力構造の研究」(塙書房、一九九八)、小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂、二〇〇三)、矢田俊文編『戦国期の権力と文書』(高志書院、二〇〇四)など。いずれの研究も、領主の発給文書の徹底した博搜と分析からその権力が論じられている。
- (10) 「楞嚴寺文書」二六号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (11) 「楞嚴寺文書」二八号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (12) 「楞嚴寺文書」二九号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (13) 佐藤前掲著作『新版』古文書学入門。
- (14) 文明一七年三月二十九日山名政豊社領寄進状(『日光院文書』五〇号『兵庫県史』史料編中世三)他。
- (15) 「山内首藤家文書」一三五号(『大日本古文书』)。なお、戦国期における山名氏と山内氏については、川岡勉「中世後期の守護と国人―山名氏の備後国支配を中心として―」(同『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二)を参照。同論文の初出は、有光友學編『戦国期の権力と地域社会』(吉川弘文館、一九八六)。
- (16) 「山内首藤家文書」一四〇号(『大日本古文书』)
- (17) 「山内首藤家文書」一四三号(『大日本古文书』)
- (18) (年未詳) 十一月二十六日山名政豊書状(『山内首藤家文書』一四二号(『大日本古文书』))
- (19) 秋山「毛利氏発給の感状の成立と展開」(同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八)。なお、片桐「武田氏の感状とその機能」、同「長尾景虎(上杉輝虎)の感状とその展開」、同「上杉景勝の感状とその展開」(以上、片桐前掲著作『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力』)では、感状の即日発給という点に着目し、論を展開している。なお、山名氏の場合も、数多くの感状を発給しており、『萩藩閥閥録』に多数収録されている。これら山名氏発給による感状の分析は、今後の課題である。
- (20) 「田総家文書」一八号(『山口県史』史料編中世三)

- (21) 「田総家文書」一九号(『山口県史』史料編中世三)
- (22) 「田総家文書」二四号(『山口県史』史料編中世三)
- (23) 「楞嚴寺文書」二八号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (24) 「足水家蔵文書」(『大日本史料』第八編之一三、文明一三年八月二七日条)
- (25) 矢田俊文「戦国期守護家・守護代家奉書と署判者」(同編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四)
- (26) 渡辺真守編「赤松家発給編年文書目録」(研究代表者矢田俊文編『室町・戦国期畠山家・赤松家発給文書の帰納的研究(科研究費研究成果報告書)』二〇〇三)。なお、三宅克広「播磨守護赤松氏奉行人の機能に関する一考察」(『古文書研究』二二八号、一九八七)、同「守護奉行人奉書に関する基礎的考察」(『法政史学』四〇号、一九八八)の分析にあるとおり、赤松氏の場合は一五世紀中頃以前から、奉行人制を採用していた。
- (27) 拙稿「戦国期における内書と副状―但馬国山名氏の事例を中心に―」(『皇學館論叢』四〇巻六号、二〇〇七)。
- (28) 小谷利明「奉書様式文書と奉行人奉書―義就流畠山氏の河内支配―」(同『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂、二〇〇二)。同論文の初出・原題は「義就流畠山氏の河内支配」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』八号、一九九七)。
- (29) 拙稿「戦国期における山名氏権力と守護代」(『大乘院寺社雑事記研究論集』三巻、二〇〇六)。
- (30) 「興長寺文書」二三号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (31) 「興長寺文書」二四号(『兵庫県史』史料編中世三)
- (32) 明応三年十二月二日山名俊豊塩浜寄進状(『興長寺文書』二五号『兵庫県史』史料編中世三)は住持宛となっており、やはり官途書の直状形式を採っている。
- (33) 「山内首藤家文書」一六〇号(『大日本古文書』)
- (34) 「山内首藤家文書」一六二号(『大日本古文書』)
- (35) 「山内首藤家文書」一六〇号(『大日本古文書』)
- (36) 「山内首藤家文書」一七六号(『大日本古文書』)
- (37) 同「武田信玄自筆文書の考察」(同『戦国期武田氏領の展開』岩田書院、二〇〇一)。同論文の初出・原題は「戦国大名自筆文書の考察」(『山梨県史研究』五号、一九九八)。なお、鴨川達夫「武田信玄の自筆文書をめぐって」(『山梨県史研究』一二号、二〇〇四)もあるが、未見である。
- (38) 相田二郎「日本の古文書」上(岩波書店、一九四九)
- (39) 年未詳正月二日山名俊豊書状(『大日本古文書』山内首藤家文書一七〇号)。なお、豊成が備後国守護代になったことは(延徳四年九月三日山名俊豊書状『大日本古文書』山内首藤家文書一五九号)を、同じく段銭奉行となったことは(延徳四年九月三日山名俊豊書状『大日本古文書』山内首藤家文書一六一号)をそれぞれ参照。豊成は、備後国の国人衆の中では、最も上位に着座していた(年未詳八月二〇日山名俊豊内書・年未詳八月二〇日山名氏奉行人連署副状『大日本古文書』山内首藤家文書一六七・一六八号)。なお、川岡前掲論文「中世後期の守護と国人―山名氏の備後国支配を中心として―」を参照。
- (40) 年未詳四月七日山内俊豊書状(『大日本古文書』山内首藤家文書一八九号)には、「国事可然大和守(山内豊成)調法候様可被申事」とある。
- (41) 年未詳一二月二七日山名俊豊内書、年未詳一二月二七日山名氏奉行人連署副状(『大日本古文書』山内首藤家文書一七四・一七五号)。「大日本古文書」の注記によれば、延徳三年または明応元年のものとの指摘がなされている。内書と副状の定義については、註(27)拙稿を参照。
- (42) (延徳二年)八月二六日山名氏奉行人連署は、四ヶ村の裁定の流れについて記されている。これによると、山内氏(豊成)が山名氏奉行人へ注進し、奉行人が但馬に在国する山名氏当主(俊

豊)に披露し、当主の「御書」が発給される。このようにみると、奉行人よりも当主に権限が集中し、その発給文書に価値が見出されることを改めて確認できる。

- (43) 「興長寺文書」二六号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (44) 「楞嚴寺文書」三〇号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (45) 「大岡寺文書」二八号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (46) 永正二年五月一日朝倉教景安堵状〔史料纂集 西福寺文書 一七四号〕
- (47) 「垣谷文書」一三号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (48) 「田中三郎左衛門所蔵文書」五二号〔『鳥取県史』第二卷〕
- (49) 岡村吉彦「戦国期因幡国における守護支配の展開と構造」〔『鳥取地域史研究』五号、二〇〇三〕。従来の山名氏研究は、政治過程を中心に論じられてきたが、この研究は構造的に山名氏を捉えようとした嚆矢である。

- (50) 「卷六十七 高須惣左衛門」〔『萩藩閥閥録』第二卷〕
- (51) 「卷四の二」〔『萩藩閥閥録』遺漏〕
- (52) 『石清水八幡宮史』史料 第六輯
- (53) 「田総家文書」三九号〔『山口県史』史料編中世三〕
- (54) 「田総家文書」四〇号〔『山口県史』史料編中世三〕。註(53)文書には、内書特有の「猶某可申候」の書止文言が見られないが、本号の「従次郎(致豊)殿重而被仰下候」という文言と同一月に発給されたことから、内書と副状の関係と考えてよい。註(27)拙稿を参照。
- (55) 「楞嚴寺文書」四〇号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (56) 「内山寺文書」一号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (57) 「楞嚴寺文書」四一号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (58) 「楞嚴寺文書」四二号〔『兵庫県史』史料編中世三〕
- (59) 「卷六十七 高須惣左衛門」〔『萩藩閥閥録』第二卷〕
- (60) 相田前掲著作『日本の古文書』

(61) 拙稿「戦国期赤松氏の領国構造」〔『年報赤松氏研究』創刊号に掲載予定。同誌は二〇〇八年三月刊行〕

【謝辞】

本稿は、平成一六年(二〇〇四)一二月に放送大学大学院文化科学研究科に提出した修士論文「戦国期山名氏の権力構造について―発給文書の分析を中心に―」の第二章の部分を改稿したものである。修士論文の作成に際しては、指導教授である高木昭作先生、黒川直則先生、杉森哲也先生から懇切なご指導を賜った。この場を借りて、厚くお礼を申しあげる次第である。